

| 番号 | 御意見の対象となる箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|----|---------------------------------------|--|--|
| 1 | 全体 | 過去の遡及方法は、どのようにするのか。 | 過去の排出量を再計算していただく必要はありません。 |
| 2 | 二酸化炭素(他人から供給された電気の使用に係る排出係数の改正) | 経年変化を見られるようにすること、需要側の削減努力の明確化、異なる地方公共団体間での削減努力の相对比较を可能とする、既存のツールへの配慮等の理由から、デフォルト値(0.555kg-CO2/kWh)の考えを残すべき。 | 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定について、すべての電気事業者の排出係数の低減を促すとともに、特定排出者により実態に近い排出量を算定していただくために、デフォルト値を廃止し、原則として国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて排出量を算定することとしたものです。 |
| 3 | | 各電気事業者の排出係数を使用した排出量算出は、係数が大きく変動した場合に、電力使用量削減に対する企業努力が表れにくく、公正な算出方法とは思えない。排出係数による換算をなくし電力使用量のまま報告させる等、別の手法を採用すべき。 | |
| 4 | | 二酸化炭素(CO2)「他人から供給された電気の使用に係る排出係数の改正」についての文章に、電力使用者が二酸化炭素削減のために行う対策目的に合致した効果の算定の観点や、二酸化炭素排出量の削減対策の効果を火力平均係数を用いて算定出来るようにする観点についての文言を追加すべき。 | |
| 5 | | 電力の排出係数がデフォルト値から実情に応じた値となるが、購入電力を想定した場合、購入先の電気事業者により係数が異なるため、地域により設備投資の採算性が異なることとなり、一部の地域に設備投資が偏る可能性があるのではないかと。 | |
| 6 | | 電気事業者以外のもので供給された電気を使用している場合の、排出係数の算出方法の記載がない。もし、告示の対象となるのであれば、どのような表現となるのか、具体案を示して欲しい。もし、実測値を基本とした数値となる場合、当該電気事業者以外のもので排出係数が告示により公表された場合、エネルギー源が明確となり、競争上不利となる場合がある。 | |
| 7 | 二酸化炭素(合成繊維及びごみ固形燃料(RDF)の焼却に係る排出係数の追加) | 合成繊維およびごみ固形燃料(RDF)の焼却に係る排出係数を今回新たに「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に追加することであるが、「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第三条14六および七に記載のごみ固形燃料と今回のごみ固形燃料(RDF)が同じものか、異なるものか判別がつかない。異なるものであれば、異なる理由の説明が必要である。 | 両者は同じものになります。 |
| 8 | メタン、一酸化二窒素 | CH4,N2Oの排出係数(燃焼関連以外)は変化幅が非常に大きい、これだけ大きな変更については理由・背景・根拠等何らかの説明が欲しい。 | 行政機関が作成する実行計画で公表する温室効果ガス総排出量の算定方法に用いる排出活動や排出係数は、制度設計時におけるインベントリの排出係数や総合エネルギー統計の数値等を踏まえて設定されています。これらの数値の更新等により、インベントリにおける算定方法と実行計画における算定方法との相違が生じております。このため、温室効果ガス総排出量の算定に用いる排出係数等を見直すこととしたものです。 |
| 9 | その他 | 政令や省令を改訂後、速やかに「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を改訂して欲しい。 | 速やかに改訂いたします。 |
| 10 | | ナフサの発熱量改正はしないのか。 | 今回の排出係数の見直しは、行政機関が作成する実行計画で公表する温室効果ガス総排出量の算定方法に用いる排出係数についてのものです。ナフサは行政機関が使用する燃料としては考えにくいものであるため、排出係数は従来から設定されておりません。なお、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における事業者の排出量算定に用いるナフサの排出係数については、省エネ法の定期報告に用いる標準発熱量の値と整合性をとるための見直しを行うこととしています。 |

| 番号 | 御意見の対象となる箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|----|-------------|--|---|
| 11 | その他 | 政府では排出権取引や地球温暖化対策税の創設を検討しているが、それらが導入される場合、燃料等の排出係数の改正あるいは追加は企業負担に直結するため、企業への影響にも配慮すべき。 | 今回の排出係数の見直しは、行政機関が作成する実行計画で公表する温室効果ガス総排出量の算定方法に用いる排出係数についてのものであり、いただいた御意見は本案とは直接関係しないと思われませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 12 | | 今回の改正は実情に合わせた改正と理解するが、排出係数の改正により、事業者の過去の努力を打ち消すような可能性、あるいは、何も努力しなかった事業者が削減できる可能性があり、不公平感がぬぐえない。 | |
| 13 | | 排出係数が追加されると、二酸化炭素量が増加し、削減目標のハードルが高くなるのではないかと。 | |
| 14 | | HFC-365mfcの使用を抑えるべきではないか。 | |
| 15 | | 温室効果ガスの算定の科学的根拠についての国民への説明がほとんどされていない。もっとわかりやすく説明され、広くオープンな議論される必要がある。 | |
| 16 | | 発電所は原子力・水力・太陽光・風力などすべて、運転時だけでなく、電力消費に至るすべてのプロセスをカウントすべき。特に原子力は、すべての工程において、多くの温室効果ガスを出しています。運転時の排出がほとんどなくても、それを上回る温室効果ガスの排出がある。 | |
| 17 | | 廃棄物処理・処分施設の建設及び解体時も対象とすべき。 | |
| 18 | | 広報の観点から、twitterを活用してはどうか。 | |